

貸ロッカー使用約款（貸ロッカー使用上のご注意）

貸ロッカーは、使用者が携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款の定めによるものといたします。なお、貸ロッカーの状態をご確認のうえご使用ください。

1. 使用期間 当日の午後8時30分まで

2. 貸ロッカーに収容できないもの

- ①現金及び有価証券
- ②貴重品（重要な物品、書類、資料等を含む）
- ③動物
- ④揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
- ⑤銃砲刀剣類等犯罪に使用されるおそれのあるもの又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- ⑥盗品その他犯罪によって得られたもの
- ⑦死体
- ⑧臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの
- ⑨その他保管に適さないとみとめられるもの

3. 使用時の立会い

当院が必要と認めた場合は、収容品の出し入れに係員が立会うことがあります。

4. 使用料金

1回につき100円のリターン式とし無償とします。

5. 使用期間を経過した場合の措置

貸ロッカーを使用期間経過後も、継続して使用されている場合には、当院において貸ロッカーを開き、収容品はその内容品を確認のうえ、当院所定の場所に移し、貸ロッカーの使用開始の日を含め、30日間保管します。なお、収容品が第2項の収容できないものに該当する場合及びその疑いのある場合には、当院においてその実情に応じて、廃棄、保管、その他適宜な措置を取ることがあります。この保管期間中に収容品をお引取りになる場合には、下記連絡先にお申し出下さい。そこで、当院所定の書類を提出し、本人であることが証明できるものを確認させていただいたうえ、収容品をお引取りいただきます。

6. 収容品のお引取りがない場合の処置

貸ロッカーの使用開始の日を含め、30日経過後も、収容品のお引取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を当院において処分いたします。

7. 鍵の保管及び紛失

- (1)貸しロッカーの鍵は、施錠後、使用者が責任をもって大切に保管してください。
- (2)鍵を紛失された場合には、直ちに下記連絡先に届け出てください。なお、収容品をお引取りになる場合には、当院所定の書類を提出し、本人であることが証明できるもの及び収容品の明細を確認させていただいたうえ、収容品をお引取りいただきます。（第三者の立会をお願いする場合あり）
この場合、施錠装置の交換代金として3,000円（実費及び送料）をお支払いいただきます。
- (3)(2)により収容品をお引取り後に紛失した鍵の届出があっても、交換代金は返金いたしません。

8. 当院において貸ロッカーを開く場合

- (1)収容品が第2項の収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、貸ロッカーの使用期間中に、当院において当該貸ロッカーを開き、その実情に応じて収容品の開披、破棄、保管、その他適宜な措置をとることがあります。
- (2)爆発物、毒物等の危険品又は犯罪に使用される可能性のあるものが収容されている疑いがある場合など、当院利用者等の身体、財産に被害がおよぶおそれのある場合には、対象となる貸ロッカーを当院において開き、前号と同様の措置をとることがあります。
- (3)故障の場合、使用中であってもメーカー立会で修理することがあります。

9. 使用者の賠償責任

貸ロッカーを破損した場合又は他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、使用者が当院又は第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

10. 当院の免責事項

貸ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じた場合であっても、次の各号に該当する場合には当院はその賠償の責任を負わないものとします。なお、第6項、第8項により保管中の収容品にも適用するものとします。

- ①第2項の収容できないものが収容されていた場合
- ②鍵の紛失及び盗用により使用者が損害を受けた場合
- ③使用者の誤施錠等、貸ロッカーの誤使用による場合
- ④司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収品又は証拠品として提出を求められた場合
- ⑤天災、事変、その他不可抗力による場合
- ⑥その他当院の責に帰さない場合

11. お問い合わせ連絡先

八雲総合病院 庶務課 0137-63-2185